

2 日 監 第 2 3 6 号
令和 3 年 3 月 2 9 日

日進市長 近藤 裕貴 様

日進市監査委員 浅岡 勇夫
日進市監査委員 永野 雅則

定期監査の結果について (提出)

地方自治法第 1 9 9 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、
同条第 9 項の規定によりその結果を提出します。

定期監査結果報告書

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

生活安全部 市民協働課

第3 監査の期間

対象期間 令和2年4月1日から令和2年12月31日まで

実施期間 令和2年12月25日から令和3年2月24日まで

第4 監査の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は、書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。
- (5) 服務・個人情報等の管理、主要事業及び事務の執行は適正か。

第5 監査の実施内容

日進市監査基準に準拠し、監査を実施した。

監査においては、「第4 監査の着眼点」に記載されている事項について、職員からの説明聴取及び関係書類の閲覧等の監査手続を実施した。

第6 監査の結果

監査の対象となった事務は重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

なお、今後の事務の執行にあたっては、次の点について要望する。

[要望]

- ① 補助金の申請及び審査においては、要綱に定められた書類の提出がされているか、提出された書類に基づいて審査しているかに留意し、説明責任が果たせるよう適正に処理されたい。
- ② 市民相談業務については、名称、ニーズの把握を含め、そのあり方について、また、相談窓口が検索しやすくなるようなホームページでの運用について検討されたい。
- ③ 消費生活センターの受付時間が、検索するホームページによって時間帯が違ふことについては、整合性が取れるよう統一されたい。